



入間市「子ども医療費支給制度」について



平成21年10月から「乳幼児医療支給制度」が改正され、「子ども医療費支給制度」に変わります。改正により平成21年10月診療分から、市内の指定医療機関を受診した場合「子ども医療費受給資格証」と「健康保険証」を窓口で提示すれば医療費の支払がなくなります。

市外の医療機関を受診した場合、市内の医療機関を受診したが子ども医療費受給資格証を忘れてしまった場合は、健康保険の適用により医療機関等の窓口で支払った医療費を、申請に基づき支給いたします。

助成対象は… 入間市に住民登録または、外国人登録されている義務教育就学前の児童で、健康保険に加入している方。所得制限はありません。

支給の対象期間は… 入間市の住民となった日から、小学校就学前までです。

入院・外来（通院）	0歳から小学校就学前の3月31日まで
-----------	--------------------

※平成22年4月から、下表のとおり支給対象年齢を順次拡大します。



対象年齢の拡大	外 来（通 院）	入 院
平成22年4月診療分から	小学校1学年修了の3月31日まで	小学校3学年修了の3月31日まで
平成23年4月診療分から	小学校2学年修了の3月31日まで	
平成24年4月診療分から	小学校3学年修了の3月31日まで	

支給対象の医療費は… 医療保険制度において支払った医療費及び入院に要する医療費の一部負担金。ただし、加入している保険の種類等によって家族療養費附加給付金または高額療養費給付金を受けることができる場合には、その額を差し引いた額になります。

【対象になるもの】

- ①保険診療扱いで病院・調剤薬局の窓口等で支払った自己負担分
- ②未熟児養育医療や育成医療など、他の公費負担医療を受け支払った自己負担金
- ③補装具（ただし医師の同意による処方の場合で、同意書等が必要。）

【対象にならないもの】

- ①保険外診療自己負担分（保険が適用されないもの）
例えば健康診断・予防接種の費用、薬の容器代、入院時の個室料・おむつ代など。
- ②診断書、証明書などにかかった文書料、手数料
- ③交通事故など第三者行為による医療費、日本スポーツ振興センター法が適用される医療費



医療費の支給方法は… 市内の指定医療機関では「子ども医療費受給証」と「健康保険証」を一緒に提示すると、医療費の窓口支払が不要になります。（保険外診療の自己負担分は、支払が必要です）

市外の医療機関等の窓口では健康保険の自己負担分をいったん支払い、後日申請をすることによって子ども医療費相当分（保険診療医療費）が指定口座への振り込みにより支給されます。申請書は受診した翌月以降から受付けます。なお、支給は受付月の翌月末以降です。

※ 申請の時効は、医療費を支払ってから5年

子ども医療費受給資格者証をお持ちでない方は 市役所児童福祉課または、支所で、子ども医療費受給資格登録の手続きをしてください。

《登録申請の手続きに必要なもの》

- 健康保険証（お子さんのお名前の載ったもの）
- 医療費の振込先口座がわかるもの（保護者名義の口座）

こんなときは届け出を… ○ 加入医療保険に変更があったとき ○ 市内転居など住所変更をしたとき

○ 振込口座を変更するとき ○ 氏名に変更があったとき

○ 生活保護等を受けるようになったとき

※ 入間市から転出する際には、子ども医療費受給資格証を返却してください。

子ども医療費の支給のしかた

○入間市内の指定医療機関（病院、医院、歯科医院、薬局等）を受診した場合

★「子ども医療費受給資格証」と「健康保険証」を一緒に窓口で提示すると、保険診療の自己負担分を支払わずに受診できます。（窓口払いの廃止）

※ 保険診療の対象外となる費用（薬の容器代、予防接種など）は、医療機関窓口での支払いが必要です。

● 子ども医療費指定医療機関とは・・・

子ども医療費の窓口払いの廃止（現物給付）に協力してくれる市内の医療機関をいいます。指定医療機関では、入間市子ども医療費指定医療機関の証のステッカーを入口や受付窓口などに掲示しています。

指定医療機関で診療を受けるときは、必ず子ども医療費受給資格証と健康保険証を提示して下さい。

※ 「子ども医療費受給資格証」と「健康保険証」を一緒に医療機関の窓口提示できなかった場合は、医療費のお支払が必要になります。その場合の、市外の医療機関を受診した場合と同様に、所定の申請用紙に領収書を貼付して市に医療費の請求をしてください。

◆ 窓口払いの廃止とは・・・

子ども医療費支給制度が始まると、指定医療機関で診療を受けた場合には、医療機関が保護者に代わって市に医療費の請求を行いますので、結果として、保護者が医療機関窓口で医療費を支払う必要がなくなり、窓口払いが廃止されるというものです。

○市外の医療機関を受診した場合（または、市内医療機関で医療費をお支払いした場合）

医療機関から発行された領収書を「医療費支給申請書」に添付し、市役所（郵送可）、または各支所に提出します。その際、領収書には、乳幼児氏名・診療年月日・医療保険対象の保険点数・一部負担金・医療機関名・領収印が必要となります。

また、領収書の代わりに医療機関で「医療費支給申請書」に証明を記入してもらう方法でも申請できます。「医療費支給申請書」は、お子さんごと、1医療機関ごとに1ヶ月分の医療費を申請します。

なお、申請書の受付は『受診した月の翌月』からになります。

『よくある質問について簡単にお答えします。』



『振り込まれた額が、支払った額と違いますが、なぜですか？』

子ども医療費の対象は保険診療分のみとなります。保険外の医療、薬の容器代等は対象外となりますので、差し引いてお支払いします。



『入院して医療費が多くかかった。全額乳子ども医療費で支給してもらえますか？』

全額支給とは限りません。保険診療にかかる自己負担額から高額療養費や、加入する健康保険組合から支給される附加給付金を差し引いた額を子ども医療として支給します。食事療養費も支給対象となります。ただし、保険適用外の診察料や室料差額は支給対象となりません。



『申請は郵送でも構いませんか？』

可能です。ただし、申請書に不備（氏名・点数が、月毎、医療機関ごとの申請でない等）がある場合は返送させていただく場合もあります。



『学校や保育所等でけがをした場合の診療の取り扱いは？』

対象の子どもが保育所、幼稚園または学校において負傷または疾病し、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受ける場合は、この制度が優先となります。子ども医療費の対象となりません。

このような場合に、医療機関で子ども医療費により現物支給を受けてしまった場合は、後日返還していただくこととなりますので、ご注意ください。



〒358-8511 入間市豊岡1丁目16番1号 入間市役所

福祉部児童福祉課 児童手当等担当 TEL 04-2964-1111 (内線 1353・1354)

